

議第51号

高山市印鑑条例等の一部を改正する条例について

高山市印鑑条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成24年6月5日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

住民基本台帳法の改正及び外国人登録法の廃止に伴い改正しようとする。

高山市印鑑条例等の一部を改正する条例

(高山市印鑑条例の一部改正)

第1条 高山市印鑑条例(昭和52年高山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 <u>次に掲げる者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</u></p> <p>(1) <u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者</u></p> <p>(2) <u>外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき、本市の外国人登録原票に登録されている者</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(登録)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、登録申請者が自ら申請した場合において、次に掲げる方法のうちいずれかの方法によつて、第1項の規定による確認をすることができる<u>と認めるときは、前項の規定による確認を省略することができる。</u></p> <p>(1) <u>官公署が発行した免許証、許可証若しくは身分証明書で本人の写真をはつたもの又は外国人登録証明書の提示</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(登録することができない印鑑)</p> <p>第5条 市長は、登録を受けようとする印鑑が</p>	<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 <u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(登録)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、登録申請者が自ら申請した場合において、次に掲げる方法のうちいずれかの方法によつて、第1項の規定による確認をすることができる<u>と認めるときは、前項の規定による確認を省略することができる。</u></p> <p>(1) <u>官公署が発行した免許証、許可証又は身分証明書であつて本人の写真を貼付したものの提示</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(登録することができない印鑑)</p> <p>第5条 市長は、登録を受けようとする印鑑が</p>

次に掲げるもののうちいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録をすることができない。

(1) 住民基本台帳又は外国人登録原票に記録又は登録されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名以外の事項を表わしているもの

(3)～(7) (略)

(印鑑登録原票)

第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名

(4)～(6) (略)

次に掲げるもののうちいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録をすることができない。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏名若しくは住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称（以下「通称」という。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの

(3)～(7) (略)

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、法第30条の45に規定する外国人住民（以下「外国人住民」という。）のうち表記に漢字を用いない圏域（以下「非漢字圏」という。）の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票)

第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名 (外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)

(4)～(6) (略)

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたも

(7) (略)

2 (略)

(印鑑登録証明書)

第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気テープに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。以下同じ。）について市長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名

(2)～(4) (略)

2 (略)

(印鑑登録の抹消)

第14条 市長は、印鑑の登録を受けている者が転出（本市の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。）し、死亡し、又は氏名、氏若しくは名を変更（変更したことに伴い第5条第1号の規定により登録することができな

いときに限る。）したとき、その他その者に係る印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを

ので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

(8) (略)

2 (略)

(印鑑登録証明書)

第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取って磁気テープに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。以下同じ。）について市長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名 （外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）

(2)～(4) (略)

(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

2 (略)

(印鑑登録の抹消)

第14条 市長は、印鑑の登録を受けている者が転出（本市の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。）し、死亡し、又は氏名、氏若しくは名 （外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）を変更（変更したことに伴い第5条第1項第1号の規定に該当し、又は同条第2項の規定に該当しないこと

<p>知つたときは職権で、当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>2 市長は、転出又は死亡の場合を除くほか、前項の規定により印鑑の登録を抹消した時は、その旨を当該印鑑の登録を受けていた者に対して通知するものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>により登録することができないときに限る。) したとき又は外国人住民にあつては法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなつたとき(日本国籍を取得した場合を除く。)、その他その者に係る印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知つたときは職権で、当該印鑑の登録を抹消するものとする。</p> <p>2 市長は、転出、死亡又は法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなつた(日本国籍を取得した場合を除く。)場合を除くほか、前項の規定により印鑑の登録を抹消したときは、その旨を当該印鑑の登録を受けていた者に対して通知するものとする。</p> <p>3 (略)</p>
--	--

(高山市住民基本台帳カード利用条例の一部改正)

第2条 高山市住民基本台帳カード利用条例(平成15年高山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳カード(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下「住基カード」という。)の利用を通じて市民サービスの向上を図るため、<u>法第30条の44第8項</u>の規定に基づき、住基カードの利用目的、利用手続等について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(利用目的)</p> <p>第2条 <u>法第30条の44第8項</u>の条例に規定する目的は、次に掲げるサービスを市民に提供することとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳カード(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カードをいう。以下「住基カード」という。)の利用を通じて市民サービスの向上を図るため、<u>法第30条の44第12項</u>の規定に基づき、住基カードの利用目的、利用手続等について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(利用目的)</p> <p>第2条 <u>法第30条の44第12項</u>の条例に規定する目的は、次に掲げるサービスを市民に提供することとする。</p>

(1)~(3) (略)

(1)~(3) (略)

(高山市手数料条例の一部改正)

第3条 高山市手数料条例(昭和36年高山市条例第30号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																																										
(手数料の種類及び金額)	(手数料の種類及び金額)																																										
第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。	第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">種類</th> <th style="width: 15%;">1件につき</th> <th style="width: 25%;">件数区分等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)の部・(2)の部 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)の部～(8)の部 (略)</td> <td></td> <td>1枚をもつて</td> </tr> <tr> <td>(9) 外国人登録に関する証明</td> <td style="text-align: center;">300</td> <td>1件とする。</td> </tr> <tr> <td>(10)の部～(17)の部 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(18)の部～(59)の部 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	1件につき	件数区分等	(1)の部・(2)の部 (略)			(3)の部～(8)の部 (略)		1枚をもつて	(9) 外国人登録に関する証明	300	1件とする。	(10)の部～(17)の部 (略)			(18)の部～(59)の部 (略)			備考 (略)			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">種類</th> <th style="width: 15%;">1件につき</th> <th style="width: 25%;">件数区分等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)の部・(2)の部 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)の部～(8)の部 (略)</td> <td></td> <td>1枚をもつて</td> </tr> <tr> <td>(9) 削除</td> <td></td> <td>1件とする。</td> </tr> <tr> <td>(10)の部～(17)の部 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(18)の部～(59)の部 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 (略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	1件につき	件数区分等	(1)の部・(2)の部 (略)			(3)の部～(8)の部 (略)		1枚をもつて	(9) 削除		1件とする。	(10)の部～(17)の部 (略)			(18)の部～(59)の部 (略)			備考 (略)		
種類	1件につき	件数区分等																																									
(1)の部・(2)の部 (略)																																											
(3)の部～(8)の部 (略)		1枚をもつて																																									
(9) 外国人登録に関する証明	300	1件とする。																																									
(10)の部～(17)の部 (略)																																											
(18)の部～(59)の部 (略)																																											
備考 (略)																																											
種類	1件につき	件数区分等																																									
(1)の部・(2)の部 (略)																																											
(3)の部～(8)の部 (略)		1枚をもつて																																									
(9) 削除		1件とする。																																									
(10)の部～(17)の部 (略)																																											
(18)の部～(59)の部 (略)																																											
備考 (略)																																											
2 (略)	2 (略)																																										

(高山市高齢者等住宅改造資金貸付基金条例の一部改正)

第4条 高山市高齢者等住宅改造資金貸付基金条例(平成20年高山市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>(貸付対象者)</p> <p>第6条 住宅改造資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本市の住民基本台帳又は外国人登録原票に登録されていること。</p> <p>(2)~(4) (略)</p>	<p>(貸付対象者)</p> <p>第6条 住宅改造資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本市の住民基本台帳に記録されていること。</p> <p>(2)~(4) (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 市長は、施行日の前日において第1条による改正前の高山市印鑑条例第2条第1項第2号の規定により印鑑の登録を受けていた者(以下「外国人印鑑登録者」という。)であつて、施行日においてこの条例による改正後の高山市印鑑条例第2条第1項の規定に該当しないことにより印鑑の登録を受けることができないこととなるものに係る当該印鑑の登録については、施行日において職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。この場合において、市長は、速やかに当該印鑑の登録を受けていた者に対してその旨を通知するものとする。

3 市長は、外国人印鑑登録者であつて、施行日において住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)附則第4条第1項の規定により住民票が作成されるものについて、当該住民票が作成されたことに伴い印鑑登録原票に登録すべき事項に変更が生じたときは、施行日において職権で当該印鑑登録原票を修正するものとする。